

居住系サービス等に係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



1. 指導事例



1. 指導事例

従業者の員数

- 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。

- 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯(午後10時～翌朝5時)を設定するものとし、当該夜間時間(午後10時～翌朝5時)以外の時間帯において、必要な員数を確保すること。



1. 指導事例

夜間支援等体制加算

< I 型及び II 型共通の注意点 >

- 1 人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき 1 回以上は共同生活住居を巡回しなければならないが、巡回を行っていない。

（サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。）

< I 型の注意点 >

- 夜間支援の内容について共同生活援助計画書に位置付けられていない。



1. 指導事例

夜間支援等体制加算

- 夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けること。※夜間支援の必要性を明確にする。
- 加算の算定にあたって用いる単位区分(夜間支援対象利用者数の数)は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居毎の前年度平均利用者数(夜間支援の提供の有無に関わらず全入居者を対象とする)で算定すること。
その上で、国保連合会への請求については、実際に入居されている利用者の障害支援区分に応じた単価で請求をしてください。



1. 指導事例

入院時支援特別加算、帰宅時支援加算

●入院時支援特別加算に係る支援内容を記録していない。

●入院時支援特別加算の算定にあたっては、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。

●帰宅時支援加算に係る支援内容を記録していない。

●帰宅時支援加算の算定にあたっては、当該利用者が帰省している間、家族等との連絡を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容について、記録しておくこと。



2. グループホームにおける食材料費 の取扱い等について



2. グループホームにおける食材料料費について

利用者から徴収した食材料料費について

・県外のグループホームを運営する事業者で利用者から食材料料費を過大に徴収している事案が発生。

- ・利用者から徴収した食材料料費の残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の定める指定基準に違反するものであり、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」にも該当する可能性があります。
- ・食材料料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還して下さい。



「居住系サービスに係る留意事項」は以上となります。

